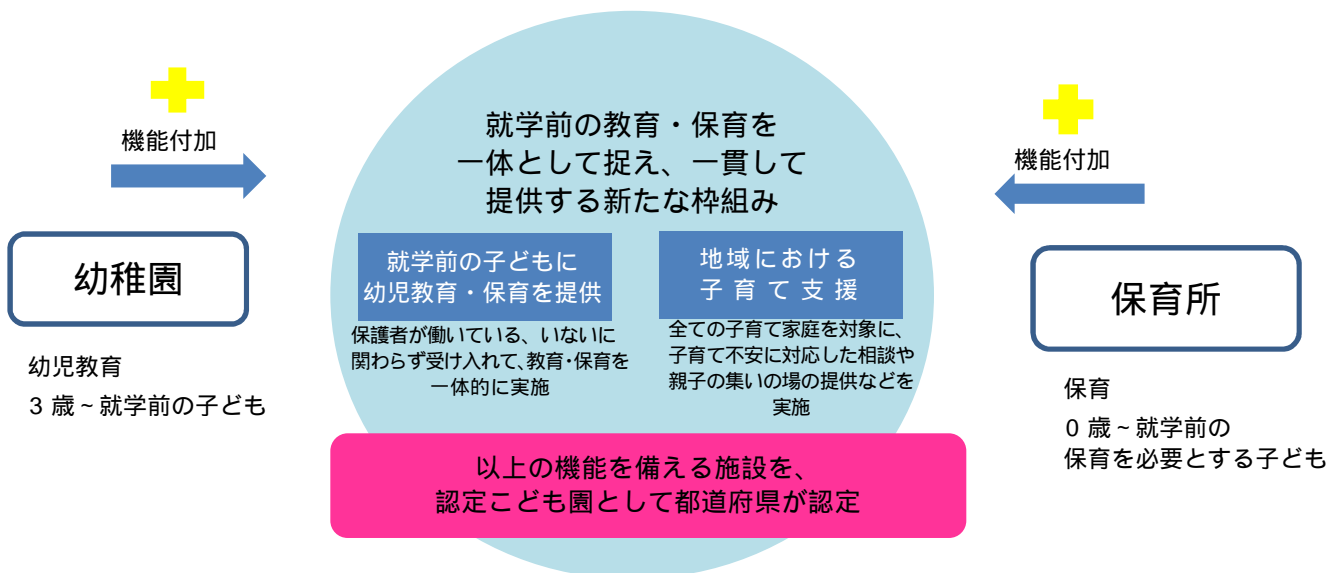


認定こども園の概要

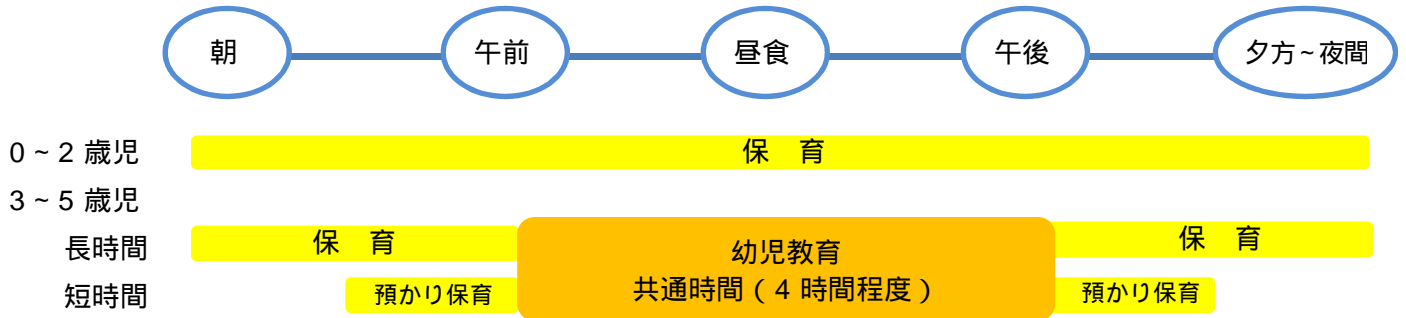
就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設

1. 認定こども園とは？

	認定こども園		認可保育所 (区立・私立)	幼稚園 (区立・私立)
	保育を必要とする場合 (長時間)	保育を必要としない場合 (短時間)		
対象年齢	0～5歳児	3～5歳児	保育を必要とする 0～5歳児	3～5歳児 保育の必要の有無は問わない
認可	保育 学校教育	学校教育	保育	学校教育
開所時間	原則11時間	教育時間は4時間 年間39週以上 (長期休業日あり)	原則11時間	教育時間は4時間 年間39週以上 (長期休業日あり)
利用可能時間	開所時間内での 保育を必要とする 時間	教育時間 (教育時間を超える時間は 預かり保育で対応)	開所時間内での 保育を必要とする 時間	教育時間 (教育時間を超える時間は 預かり保育で対応)
利用方法	自治体による利用調整 保護者と施設の契約	施設に直接申し込み、 契約	自治体による利用調整 保護者と区の契約	施設に直接申し込み、 契約
利用料	公定価格をもとに自治体が利用料を定める(応能負担) 施設型給付 上乗せ徴収あり		-	上乗せ徴収あり 制度外の幼稚園は施設が 設定
食事の提供	自園調理を原則 長時間利用児への食事提供は必須 一定基準を満たせば3歳以上児の外部搬入可	自園調理 一定基準を満たせば3歳 以上児の外部搬入可	自園調理 一定基準を満たせば3歳 以上児の外部搬入可	提供方法に規定なし 給食、弁当持参等、園に より異なる



2. 認定こども園での生活



3. 認定こども園の種類

	(新)幼保連携型 認定こども園	現在の制度			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
施設種別	幼保連携型認定こども園	幼稚園 認可保育所	幼稚園	認可保育所	認可外保育施設
設置主体	学校法人 社会福祉法人 国、自治体	学校法人 社会福祉法人(特例) 国、自治体	学校法人、国、 自治体	設置主体の制限 なし	設置主体の制限 なし
性格	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設 基準や認可手続きが一本化 	認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的に運営を行うタイプ	認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたタイプ	認可保育所が、保育に欠ける子以外の子どもを受け入れる等、幼稚園的な機能を備えたタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設(認証保育所等)が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

